

東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24 8	同 左	P P F 3 S	16.12	16.0	4.4	4.14	0.62	2.5	12.3				2,840	12.4	
		日配 子豚育成用配合飼料 子豚用パロ-80	16.12	16.6	4.9	0.69	0.54	2.5	3.9			80.1		13.4	
		日配 成鶏飼育用配合飼料 LM17ヌ-パ	16.12	17.7	5.9	4.25	0.58	2.8	12.7				2,900	11.4	
		ウエイクマルチA	16.12	15.8	3.8	0.93	0.74	3.9	5.5			74.3		14.4	
		日配 フロイラー 肥育後期 用配合飼料 パロ-リッチMD	16.12	19.2	7.0	1.13	0.59	2.0	4.8				3,260	12.0	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八戸地域障害者職親会
- 三 代表者の氏名
山下 博
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市根城八丁目一の一の七一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、社会復帰・自立・社会参加に努力している障害者に対して、社会適応訓練、職場適応訓練、職業訓練、職業能力開発訓練等の諸事業並びに、一般就業雇用にかかわる事業の推進を図り、障害者の安心・安定した地域生活の支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の構築並びに、社会福祉の展開に寄与することを目的とする。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、常盤村農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）
農地信託等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及 び氏名(名称)
西津軽郡柏村大字桑野木田字幾世二の 一及び二の四から二の五七まで	西津軽郡柏村大字桑野木田字福井二〇 の四 柏村長
南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林一 七の一七	南津軽郡田舎館村大字高樋字川合一四 〇の九 佐々木直子

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、下
長土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七
項の規定により公告する。

平成十七年一月七日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年 月 日
理 事	西 山 勇	八戸市大字河原木字高館三七	平成 一六・一・三〇就任
"	中 村 一 郎	" 字八太郎一一〇	"
"	小笠原菊美	大字尻内町字表河原一九の二	"
"	坂本與三郎	大字河原木字日計前三五	"

職 名	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年 月 日
監 事	清 川 龍 雄	大字尻内町字馬場一〇の二	"
"	田 名 部 和 義	石堂一丁目四の一七	"
"	後 村 義 隆	長苗代一丁目六の二	"
"	田 多 景 吉	大字田面木字上田面木四九	"
"	小 軽 米 松 太 郎	長根二丁目五の六	"
"	在 家 円 次	長苗代一丁目一の一三〇	"
"	大 久 保 寛	長者三丁目八の一	"
"	中 村 百 孝	長苗代三丁目一八の八	"
"	小 笠 原 清 志	河原木九の二五	"
"	西 村 俊 郎	売市四丁目一六の一九	"
"	中 村 勝 光	石堂一丁目三の二三	"
"	河 村 眞 光	大字河原木字小田二二	"
"	小 笠 原 萬 三	河原木七の二一	"
"	後 村 安 朗	大字長苗代字内前田五の二	"
"	前 田 巖	大字田面木字上田面木二六の八	"
"	田 名 部 一 見	石堂二丁目一六の一八	"
"	小 笠 原 菊 美	大字尻内町字表河原一九の二	"
理 事	中 村 一 郎	大字河原木字八太郎一一〇	"
"	西 山 勇	" 字高館三七	"
"	仲 道 定 男	" 字小田五の一	"
"	清 川 龍 雄	大字尻内町字馬場一〇の二	"
"	田 名 部 和 義	石堂一丁目四の一七	"
"	坂 本 與 三 郎	大字河原木字日計前三五	"
"	中 村 松 男	石堂二丁目一六の二	"
"	下 村 與 三 郎	長苗代一丁目六の六	"
"	田 多 景 吉	大字田面木字上田面木四九	"
"	上 村 元 佑	大字長苗代字下中坪一七	"
"	小 笠 原 清 志	河原木九の二五	"
"	中 村 百 孝	長苗代三丁目一八の八	"
"	大 久 保 寛	長者三丁目八の一	"
"	西 村 俊 郎	売市四丁目一六の一九	"

一六・一・三〇退任

監事	中村 安江	〃	〃	〃	〃
	木村 和夫	〃	〃	〃	〃
	小軽米 松太郎	〃	〃	〃	〃
	後村 和雄	〃	〃	〃	〃
	清川 正	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年一月七日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農業用施設災害復旧事業 五八 一五一	三戸町	平成六・二・三〇
〃 五八 一五二	〃	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭